



第1章

事業計画の策定にあたって



第1章 事業計画の策定にあたって

1 事業計画の策定趣旨

国東市（以下「本市」という。）では、2012（平成24）年8月の「子ども・子育て支援法」等いわゆる子ども・子育て関連3法の成立を受け、2014（平成26）年度に「国東市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育ての充実を図るとともに、次世代育成支援推進法に基づく関連施策についても推進してきました。

しかし、社会情勢は少子化の流れが留まることなく、加えて子どもの貧困問題が表面化したことから、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担を無償化する等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を始めとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方【改訂版】」に基づいて、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した実態調査結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。

その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の確保や教育・保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期国東市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、少子化対策を確実に実施できるよう、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもに向けた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進するとともに、子どもの貧困対策推進法に関する施策を含めまた、「子どもの貧困対策に関する大綱」に即し、「大分県子どもの貧困対策推進計画」の内容を勘案し、子どもの貧困対策を総合的に推進するとともに、次世代育成支援推進法による関連施策を計画的に実施し、本市に居住する子どもやその家族にとって「切れ目のない支援による子育ち・子育て環境の充実」を目指していきます。



2 事業計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これまで本市で策定した関係する各分野の計画と連携し 整合性を図りつつ策定するものです。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【子ども・子育て支援法第61条第1項】

市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法第8条第1項】

市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

3 事業計画の期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。また、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行うものとします。

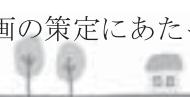
■計画期間

2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
国東市子ども・子育て支援事業計画					国東市子ども・子育て支援事業計画 (第2期)				



4 国の少子化対策の主な取組み

年月	内 容
2012(平成24)年8月	○子ども・子育て関連3法 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布
2014(平成26)年1月	○子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
2014(平成26)年4月	○次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を2025(令和7)年3月31日まで10年間の延長
2015(平成27)年4月	○子ども・子育て支援新制度の施行 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
2016(平成28)年4月	○子ども・子育て支援法の一部改正の施行 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業(仕事・子育て両立支援事業)を創設
2016(平成28)年6月	○ニッポン一億総活躍プランの策定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率1.8」の実現に向けた10年間のロードマップを示す
2016(平成28)年6月	○児童福祉法等の一部改正の公布 児童虐待などについて発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化し、市町村及び児童相談所の体制強化などを定める
2017(平成29)年6月	○子育て安心プランの策定 25歳から44歳の女性就業率の上昇や保育の利用希望の増加が見込まれることから、2022(令和4)年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備する
2017(平成29)年12月	○「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 「人づくり革命」において、消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや3歳から5歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
2018(平成30)年9月	○「新・放課後子ども総合プラン」の策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一的な実施の推進等を盛り込んだ今後5年間の計画を策定
2019(令和元)年10月	○子ども・子育て支援法の一部改正の施行 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、3歳～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

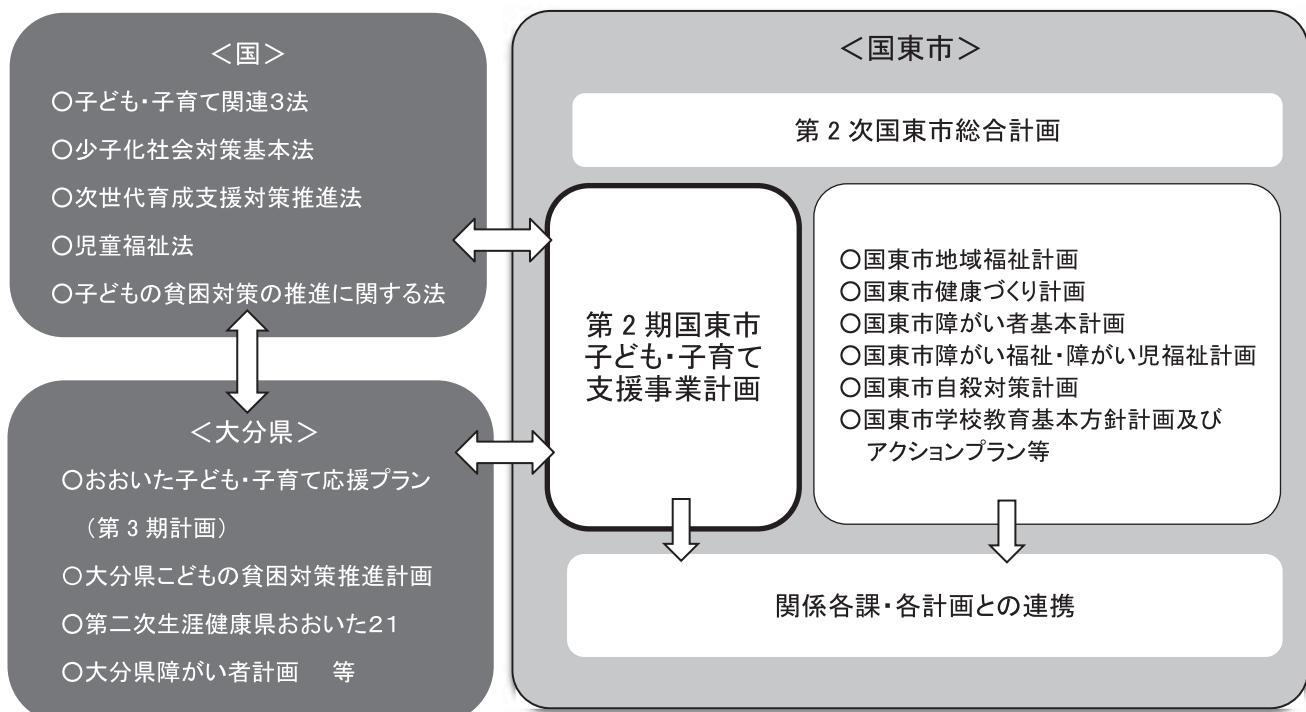


5 事業計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられており、国の定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項の規定に即して、策定するものです。

また、国・県との連携を図り、第2次国東市総合計画を上位計画とし、第3期国東市地域福祉計画や第2次国東市健康づくり計画、国東市障がい福祉・障がい児福祉計画、国東市自殺対策計画をはじめ、他の計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅などあらゆる分野があり、これらの施策を総合的に推進していく計画と位置付けます。

■国・県・関連計画等との連携



国東市PRマスコットキャラクター「さ吉くん（さきちくん）」



6 事業計画策定の経緯

市民、関係団体代表などから構成される「国東市子ども・子育て会議」を設置開催し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式の実態調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行いました。

■2018年度実態調査の概要

調査対象者	国東市在住の就学前児童(0~6歳)及び小学1~3年生までの子どものいる保護者全員を対象。兄弟姉妹は1世帯として配布。						
調査期間	2019年1月21日～2月8日						
調査方法	施設・学校又は郵送による配布・回収方式						
配布・回収 状況	2018年度	配布件数	回収件数	無効回答数	有効回答数	回収率	有効回答率
就学前	706件	567件	0件	567件	80.3%	80.3%	80.3%
小学生	494件	415件	0件	415件	84.0%	84.0%	84.0%
合計	1,200件	982件	0件	982件	81.8%	81.8%	81.8%
配布・回収 方法詳細	○小学生 :各学校より配布・回収 ○未就学児童 :各保育所と各幼稚園より配布・回収 ○その他 :郵送にて配布・回収						
配布枚数 詳細	○小学生(1~3年生) :494世帯 ○幼稚園 :49世帯 ○子ども園及び保育園 :388世帯 ○公立保育所 :152世帯 ○その他 :117世帯						

※無効回答…すべて白紙での回答や、宛先無回答等により調査が正常にできないもの。